

公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱

目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 契約

第1節 一般競争入札（第2条～第21条）

第2節 指名競争入札（第22条～第24条）

第3節 随意契約（第24条の2～第26条）

第4節 せり売り（第27条・第28条）

第5節 契約の締結（第29条～第35条）

第6節 契約の履行（第36条～第65条）

第7節 特定工事請負契約及び特定業務委託契約（第66条～第73条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という）会計規程（昭和63年規程第2号）第28条第2項の規定に基づく財団の売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項は、法令又は他に特別の定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2章 契約

第1節 一般競争入札

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、次の各号の規定に抵触すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

- (4) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

（競争入札参加者の資格）

第3条 理事長は、競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件として定め、その者が当該資格を有するものかどうかを審査の上、有資格者名簿を作成するものとする。

- 2 前項の資格要件及び審査の方法等について必要な事項は、別に定める。

（立証証書）

第4条 競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、並びに前条及び次に掲げる事項に関しては、当該官公署の証明書その他必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 相続があったとき。
 - (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表社員に就任し、現にその任にあるとき。
 - (3) 会社が解散し、その会社の代表社員がその事業を譲り受け、個人営業者となったとき。
 - (4) 会社の合併があったとき。
 - (5) 会社分割があったとき。
 - (6) 会社がその組織を変更し、他の種の会社となったとき。
- 2 営業を許可された未成年者は、その営業に関する登記事項証明書を提出しなければならない。
- 3 前2項に該当しない証明を要する事項は、宣誓書により行なうものとする。

（入札の公告）

第5条 理事長は、競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第6条 入札について公告に必要な記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札に付する事項

- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 契約書作成の要否
- (7) 前各号のほか必要な事項

2 競争入札が、当該契約の性質又は目的から予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本財団にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者に決定する競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）であるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本財団にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）

（入札の無効）

第7条 次の各号の一に該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札した者
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者
- (3) 入札事項を記載しないもの又は一定の数字をもって金額を表示しないもの
- (4) 同一入札について、2通以上の入札をした者
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者
- (6) 入札者の記名押印のないもの
- (7) 入札書中その要領が不明確なもの
- (8) 入札に関し不正の行為があった者
- (9) 前各号に定めるものを除くほか、理事長の定める条件に違反した者

（入札保証金）

第8条 一般競争入札により契約を締結しようとするとき、入札に参加しようとする者が納める入札保証金の率は、入札金額の100分の2以上とする。

2 理事長は、前項の規定により難しいと認めるときは、契約ごとに定める額によることができるものとする。

（入札保証金納付の免除）

第9条 前条の規定準用にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本財団を被保険者とする入札保証保険契約（定額てん補特約条件付）を締結したとき。

(2) 競争入札に付する場合において、入札に参加する資格を有する者で過去2箇年の間に本財団または官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもの又は別に定める要件を備えるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保の種類等)

第10条 理事長が確実と認める入札保証金に代わる担保の種類及び評価額は、別に定めるところによるものとする。

(入札保証金の納付)

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書提出前に入札保証金を納付しなければならない。ただし、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができる。

2 理事長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず入札保証金納付の日時を指定することができる。

(入札保証金等の還付等)

第12条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保(以下「入札保証金等」という。)は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合は還付する。ただし、落札者は、入札保証金等を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

(予定価格の作成等)

第13条 理事長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 理事長は、別に定める競争入札については、入札執行前に予定価格を公表することができる。

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(最低制限価格)

第14条の2 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ最低制限価格を設ける必要がある場合は、予定価格の3分の2を下らない範囲内で定めるものとする。

(入札秩序の維持)

第 15 条 理事長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(入札及び入札書)

第 16 条 競争入札の参加者は、所定の入札書を用い、入札件名を記載した封筒に封入し所定の時間内に入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札執行上特に必要があると認めるときは、書留郵便の方法により入札をさせるものとする。この場合において、封筒の記載事項は、別に定める。
- 3 封筒には、入札書以外の書類を同封してはならない。

(代理入札)

第 17 条 代理人をもって入札をする場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、郵便をもって入札をする場合は、前条第 3 項の規定にかかわらず、入札書にこれを添付しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第 18 条 理事長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においてさらに入札に付そうとするときは、第 5 条の公告期間は、5 日までに短縮することができる。

(入札の変更、取消し等)

第 19 条 理事長は、必要があると認めるときは、すでに公告に付した事項の変更若しくは入札の中止及び延期又は入札の取消しをすることができる。

(電子入札)

第 19 条の 2 競争入札の手続については、第 5 条から第 19 条の規定にかかわらず、理事長が別に定める方法による電子入札（財団の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた入札は、財団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本財団に到達したものとみなす。

(落札後の手続)

第 20 条 落札者が決定したときは、適宜の方法によりその旨を落札者に通知する。

- 2 落札者は、前項の通知を受けた日から 5 日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

- 3 理事長は、前項の期間について、特に必要がある場合又は事由があると認める場合は、その期間を伸縮することができる。

(落札者の決定の特例)

第 21 条 理事長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者以外の者を落札者に決定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により難しいものであるときは、価格その他の条件が財団にとって最も有利なものをもって申込みをした者を審査の上落札者としなない場合は、その者以外の者を落札者に決定しなければならない。
- 3 前 2 項の規定により最低入札者以外の者又は価格その他の条件が本財団にとって最も有利なものをもって申込みをした者以外の者を落札者に決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が本財団にとって最も有利なものをもって申込みをした者で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しては適宜の方法により落札の決定があった旨を知らせなければならない。

第 2 節 指名競争契約

(指名競争入札参加者の資格)

第 22 条 第 3 条の規定は、理事長が指名競争入札(以下「指名競争」という。)に参加する者に必要な資格を定める場合に準用する。

- 2 前項の場合において、第 3 条第 1 項の資格と同一である等のため、前項において準用する第 3 条第 1 項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認めるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、同項による審査及び名簿の作成をもってこれに代えるものとする。
- 3 理事長は、前項の規定にかかわらず、年間の契約件数が僅少であることその他特別の事情がある契約は、当該競争に参加する者に必要な資格及び審査に関し第 1 項に定めるところと異なる定めをし、又は当該競争に参加する者の名簿を作成しないことができる。

(指名基準)

第 23 条 理事長は、指名競争に付そうとするときは、前条の名簿により契約の種類及び金額に応じ、別に定めるところにより、指名競争に参加する者を 5 名以上指名しなければならない。この場合、指名先については指名業者審査委員会に諮るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、第6条第1項各号に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。
- 3 指名競争が、第21条第1項及び第2項の規定準用により落札者を決定する指名競争(以下「総合評価指名競争入札」という。)であるときは、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。
 - (1) 総合評価指名競争入札の方法による旨
 - (2) 総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準

(入札保証金納付の免除)

第23条の2 理事長は、次の各号に掲げる場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 第22条の規定に基づいて資格を有する者が保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約(定額てん補特約条件付)を締結したとき。
- (2) 第22条の規定に基づいて資格を有する者で過去2箇年の間に財団その他の官公庁等と契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したとき。
- (3) 第22条の規定に基づいて資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。

(競争入札に関する規定の準用)

第24条 第2条、第4条、第6条から第8条まで、第10条から第17条まで及び第19条から第21条までの規定は、指名競争の場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(随意契約によることができる場合の限度額)

第24条の2 随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。当該各号の定める額の範囲を超えて随意契約をしようとする場合は、指名業者審査委員会に諮るものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- (2) 財産の買入れ 1,600,000円
- (3) 財産の売払い 500,000円
- (4) 物件の貸付け 300,000円
- (5) 前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

(随意契約の内容等の公表)

第24条の3 理事長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注の見通し
- (2) 契約の内容

(3) 契約の相手方(以下「契約者」という。)の選定基準

(4) その他必要な事項

2 前項の規定により公表した契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 契約に係る物品又は役務の名称

(2) 契約者の氏名又は名称及び住所

(3) 契約者とした理由

(4) その他必要な事項

(予定価格の決定)

第25条 理事長は、随意契約をしようとするときあらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

(見積書の徴取)

第26条 理事長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、相手方が応じることができない場合は、契約の目的及び予定価格が確認できる書類をもってこれに替えることができる。

2 前項の場合には、あらかじめ第6条第1項の規定に準じて当該契約に必要な事項を相手方に通知するものとする。

3 第1項の見積書の徴取については、第19条の2に規定する電子入札の例により行うことができる。

第4節 せり売り

(保証金)

第27条 せり売りに付する場合の保証金の額は、必要に応じそのつど定めるものとする。

(競争入札に関する規定の準用)

第28条 第2条、第5条、第6条第1項、第9条から第14条まで及び第17条から第20条まで(第19条の2を除く。)の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

第5節 契約の締結

(契約書)

第29条 契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項は、この限りでない。

(1) 契約履行の場所

(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

- (3) 監督及び検査
 - (4) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
 - (5) 危険負担
 - (6) 契約不適合責任
 - (7) 契約に関する紛争の解決方法
 - (8) その他必要な事項
- 2 公益財団法人川崎市産業振興財団工事の前払金に関する要領（以下「前払金に関する要領」という。）の適用を受ける工事にあつては、前払金に関する要領第4条に定める事項を記載しなければならない。

（契約書等作成の省略）

第30条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格1,000,000円（建物等の小破修繕等に類するもので理事長が別に定めるものにあつては、2,500,000円）以下の契約をするとき。
 - (2) せり売りに付するとき。
 - (3) 物品を売り払う場合において買受人が代金を既納してその物品を引き取るとき。
 - (4) その他随意契約で理事長が契約書を作成する必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した注文書を作成し、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。ただし、理事長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 予定価格が10万円未満の契約においては、前項の規定による注文書及び請書その他これに準ずる書面の作成を省略することができる。
- 4 前項の規定により注文書等を省略する場合においては、注文及び納入検査については、見積書、納品書（又は完成物、報告書等）及び請求書を添付した回議書又は支出伝票の決裁をもってこれに変えることができる。

（契約保証金）

第31条 契約保証金の率は、契約金額の10分の1以上とする。

2 理事長が确实と認める担保の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その担保の価値は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 下表に定める担保 同条の担保の価格

種類 \ 価格	担保の場合	保証金の場合
川崎市公債証券	額面金額	額面金額
国庫債券	額面金額の10分の9	額面金額
他都市等公債証券及び理事長が適当と認める有価証券	額面金額の10分の8以内	額面金額の10分の8以内

(2) 金融機関の保証 その保証する金額

- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金納付の免除)

第 32 条 次に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本財団を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補特約条件付)を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年の間に本財団その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (5) 契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(保証金に代わる担保の引換え)

第 33 条 担保をもって入札保証金又は契約保証金を納付した場合、当該保証金が本財団に帰属することとなった場合には、納付に係る有価証券を、現金と引換えするかどうかをその者に通知するものとする。

- 2 前項により引換えをしようとする者は、その通知を受けた日から 7 日以内にその旨を申し出なければならない。

(長期継続契約の契約期間)

第 34 条 売買、貸借、請負その他の契約の契約期間は、5 年を超えないものとする。ただし、契約の内容その他の事情から 5 年を超える契約期間とすることが適当と認められるものについては、この限りでない。

(疑義の決定)

第 35 条 契約に関する文書及び図面に関し疑義が生じたときは、理事長の解釈に従うものとする。

第 6 節 契約の履行

(履行期限又は期間)

第 36 条 契約の履行に当たり、その履行期限又は期間の末日が財団の休日に該当するときは、その翌日(休日が連続したときは、最終休日の翌日)まで期限又は期間を延長したものとみなす。ただし、契約により特に定めたものは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第 37 条 契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供することができない。ただし、理事長の承認を得たときはこの限りでない。

(権利義務の継承の届出)

第 38 条 契約者が第 4 条第 1 項各号の規定に該当する場合には、承継人をしてすみやかにその旨を理事長に届け出させなければならない。

(完成又は完納の届出)

第 39 条 契約者は、契約の目的物が完成又は完納したときは、理事長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の検査に要する費用は、契約者の負担とする。ただし、契約により特に定めたものは、この限りでない。

(検査の時期)

第 40 条 理事長は、前条第 1 項の届出があったときは、工事にあつては 14 日、その他の契約にあつては 10 日以内に検査をしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(目的物の引渡し等)

第 41 条 契約における目的物の引渡しは、検査に合格したときに完了したものとする。ただし、物件の所有権は、引渡しを完了したときに移転するものとする。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、すべて契約者の負担とする。

(目的物の一時使用)

第 42 条 理事長は、契約の履行前においても、契約者と協議して目的物を使用することができる。この場合において、損害が生じたときは、財団の負担とする。

(代価の支払時期)

第 43 条 契約金は、完成又は完納検査終了後適法な請求のあった日から、翌月末日までに支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(支払に関する特例)

第 44 条 理事長は、前条の規定にかかわらず、履行部分に対して完成又は完納前に代価の一部の支払（以下「内払」という。）をすることができるものとし、その額は、既済部分に対する代価の 10 分の 9 を超えることができない。ただし、契約期間が 2 年度以上にわたる工事のうち国若しくは県の補助金の交付の対象となる工事にあつては当該既済部

分又は個々に分割できる性質の工事における各個の完済部分に対しては、その代価の金額までを支払うことができる。

- 2 請負工事の内払は、工事の出来形部分及び工事資材に対する請負代金相当額で検査したものを既済部分とする。ただし、工事用資材に対する算定の方法は、次の計算によるものとする。
 - (1) 設計書に準拠し一定の形状寸法に加工したもの又は特殊の製作品は、価格の10分の9
 - (2) 前号に該当しない材料で現場に搬入し使用目的が確定したものに限り、価格の10分の7
- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、目的として定めた用途に使用できるようになった仮設工事は、10分の8、その必要がないようになったときに10分の2を加算してこれを既済部分とみなすことができる。
- 4 工事以外の請負その他の契約の内払は、履行部分に対して検査をしたものとする。

(内払の回数)

- 第45条 請負人が前条に規定する内払を請求できる回数は、請負金額10,000,000円未満の工事については1回とし、請負金額10,000,000円以上の工事については、その金額に20,000,000円を加えるまでごとに1回を増すことができる。
- 2 前払金に関する要領第2条第1項の規定により前金払をした工事は、前項の規定にかかわらず、請負金額30,000,000円以上50,000,000円未満の工事については2回とし、請負金額50,000,000円以上の工事については、その金額に20,000,000円を加えるまでごとに1回を増すことができる。
 - 3 工期が2月未満の工事又は前払金に関する要領第2条第2項に規定する中間前払金が支払われた工事については、前2項の規定にかかわらず、請負人は、当該工事の内払の請求をすることができない。

(火災保険等)

- 第46条 請負人は、仕様書で定めるところにより工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付したときは、遅滞なくその証券又はこれに代わるものを理事長に提示しなければならない。
- 2 請負人が必要があると認めて工事目的物及び工事材料を火災保険その他の保険に付した場合には、遅滞なくその旨を理事長に通知しなければならない。

(損害金)

- 第47条 契約者が履行期限又は履行期間内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を損害金として徴収するものとする。

- 2 損害金は、契約金、保証金その他契約者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 3 遅延日数の計算については、検査その他財団の都合により経過した日数は算入しないものとする。
- 4 理事長は、履行部分を使用し、若しくはその引渡しを受け、又は出来形部分があるときはその部分に対する契約金額を査定し第1項の契約金額から控除して損害金を計算するものとする。

(契約の解除、中止、変更等)

第48条 理事長は、必要があると認めるときは、契約者と協議のうえ、契約の解除、履行の中止又は設計変更若しくは仕様の変更(以下本節において「設計変更等」という。)をすることができる。

- 2 前項の設計変更等により、契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価によりこれを算出し、これによることができないとき、又は特別の事情があるときは、契約者と協議のうえこれを定めるものとする。
- 3 契約の解除、履行の中止、設計変更等により、契約者が損失を受けたときは、契約者と協議のうえ補償をすることができる。
- 4 理事長は、第1項及び第2項について必要な事項は、これを契約者に通知するものとする。

(契約内容変更の手続)

第49条 前条により設計変更等があったときは、契約者は、理事長の指定する期間内に変更契約書又は変更請書を提出しなければならない。

- 2 契約金額の増減により既納の契約保証金に過不足を生じたときは、追徴又は還付しなければならない。ただし、契約変更後の増減額が既結契約金額の3割に満たないとき、又は特別の事由がある場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、履行保証保険及び工事履行保証についてこれを準用する。

(履行期限延長の請求)

第50条 契約者は、天災地変その他正当な理由により契約期間内に契約の履行を完了することができないときは、その理由を詳記し延期の請求をすることができる。

(契約者からの契約解除の請求)

第51条 契約者は、第48条に定める契約内容の変更のため契約金額が3分の2以上減じたとき、又は履行の中止日数が契約期間の2分の1(契約期間の2分の1が6月を超えるときは6月)を超えたときは、契約の解除を請求することができる。

(財団の解除権)

第52条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約者が契約期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 契約者から契約の解除の申出があったとき。
 - (3) 契約者が、契約履行の完了の確認をするために必要な監督又は検査を実施する職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 契約者が破産手続開始の決定を受け、又は所在不明となったとき。
 - (5) その他契約に違反したとき。
- 2 前項により契約を解除したときは、契約保証金(契約保証金の納付に代え担保が提供されているときは保証金として定めた額)は、財団に帰属する。この場合において、契約保証金の納付が免除されている契約であるときは、当該契約の発注に際し、あらかじめ損害賠償の予定額として定めた契約保証金の率に相当する額(履行保証保険については保険金額、工事履行保証については保証金額)を損害賠償金として請求するものとする。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。

(契約の解除又は履行中止による精算)

- 第 53 条 理事長は、既済部分又は履行部分の額(以下「履行部分等」という。)については、第 48 条の規定を準用し算出した額を契約者に支払い、履行部分等は本財団に帰属するものとする。
- 2 売渡し又は貸与契約を解除した場合における既納代金又は貸与料の一部返還額は、契約書又は内訳書記載の単価により算出するものとし、これにより難しいものは、理事長は、相手方と協議のうえこれを算出するものとする。

(契約保証金等の返還)

- 第 54 条 契約保証金又は契約保証金に代え提供された担保は、第 41 条第 1 項の規定によりその受ける納付の完了確認があったときは、直ちに返還しなければならない。
- 2 契約の目的物が分割し得べき性質で履行部分が目的物の 2 分の 1 以上に達した場合において、理事長が支障がないと認めたときは、その 2 分の 1 以内の額を返還することができる。

(契約不適合責任)

- 第 55 条 理事長は、第 41 条の規定により引渡しを受けた目的物(工事目的物に限る。以下この項において同じ。)が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下この条において「契約不適合」という。)である場合においては、契約不適合を理由として、当該目的物の引渡しを受けた日から 2 年以内に、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をするものとする。ただし、植栽工事の枯れ補修については、1 年以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、検査をして直ちにその履行の追完を請求するものとする。ただし、当該検査に

において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用しない。この場合において、理事長は、民法の定めるところにより請求等を行うものとする。

4 理事長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約不適合責任を定めることができる。

(契約の効力)

第56条 契約を締結した後、契約者の資格に欠けるところがあっても、理事長が契約を解除しないかぎり、その契約は、有効とする。

(通告)

第57条 契約者が不在等のため契約の解除その他の通知を行うことができないときは、理事長は掲示場等に公告し、公告の日から7日を経過したときは、その通告をしたものとみなす。

(監督及び検査)

第58条 契約履行の完了の確認をするために必要な監督又は検査の履行の確保又は完了確認に関し必要な事項は、別に定める。

(代品納入)

第59条 検査の結果、不合格品があるときは、供給人は、理事長の指定する期間内に代品を納入し、更に検査を受けなければならない。ただし、特に必要がある場合を除き契約期限の延長はしないものとする。

(減価採用)

第60条 理事長は、検査の結果、供給物件に不備な点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当減価のうえこれを採用することができる。

(価格変動)

第60条の2 第65条第6項の規定は、物件供給の場合にこれを準用する。

(物件の引取り)

第61条 物件の買受人は、代金を納付した後でなければ物件を引きとることができない。ただし、契約で特に定めた場合は、この限りでない。

(買受人の負担)

第 62 条 物件の引取りに要する計量及び運搬用の人夫器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。ただし、契約で特に定めた場合は、この限りでない。

(着手期限等)

第 63 条 請負人は、契約締結の日から 7 日以内に工事に着手しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 前項により工事に着手しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

(危険負担)

第 64 条 天災その他の不可抗力により既済部分及び検査済工事材料等をき損亡失し、その損害が請負金額の 100 分の 1 を超えたときは、理事長は、請負人の申請によりその超過した金額を負担するものとする。ただし、請負人が善良な管理者の注意を怠ったと認めるときは、この限りでない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)

第 65 条 理事長又は請負人は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

2 理事長又は請負人は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額(請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき理事長、請負人協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、理事長が定め、請負人に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、理事長又は請負人は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、理事長又は請負人は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負金額の変更額については、理事長及び請負人が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、理事長が定め、請負人に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、理事長が請負人の意見を聴いて定め、請負人に通知しなければならない。ただし、理事長が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負人は、協議開始の日を定め、理事長に通知することができる。

第7節 特定工事請負契約及び特定業務委託契約

(作業報酬及び下限額)

第66条 理事長は、次の各号に掲げる契約を締結する場合、その種類ごとに当該各号の定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬（賃金又は請負代金のうち第3項で定めるものをいう。以下同じ。）の下限額（作業報酬下限額という。）を契約に定めるものとする。

- (1) 予定価格600,000,000円以上の工事請負契約（以下「特定工事請負契約」という。）

次に掲げる者であって川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき告示される特定工事請負契約における作業報酬下限額一覧表に掲げる職種に係る作業に従事するもの

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。）であって特定工事請負契約に係る作業に従事する者

イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者

- (2) 予定価格10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち第67条で定めるもの（以下「特定業務委託契約」という。） 労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

- 2 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の作業報酬下限額は、条例第7条第4項の規定に基づき告示される特定工事請負契約及び特定業務委託契約の作業報酬下限額として定められた額とする。

- 3 第1項の賃金又は請負代金は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める賃金又は請負代金とする。

(1) 第1項第1号アに規定する者 同号に規定する特定工事請負契約において従事した作業に係る部分として支払われる賃金のうち、基本給、家族手当、通勤手当、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金その他理事長が相当と認めるもの

(2) 第1項第1号イに規定する者 特定工事請負契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

(3) 第1項第2号に規定する者 同号に規定する特定業務委託契約において従事した作業に係る部分として支払われる賃金のうち、労働基準法第37条第5項の規定により同条第1項及び第4項の割増賃金の基礎となる賃金に参入しない賃金を除いたもの

(特定業務委託契約の範囲)

第67条 特定業務委託契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 施設等の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）の委託に係る契約
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項各号に掲げる事業に係る業務の委託に係る契約
- (3) 道路その他理事長が定める施設の清掃の委託に係る契約
- (4) 昇降機、浄化槽その他理事長が定める設備の保守点検その他の維持管理の委託に係る契約
- (5) 電子計算機を使用して行われる情報の入力等の作業を主とする業務の委託に係る契約

（特定工事請負契約等の内容）

第68条 理事長が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 受注者（特定工事請負契約又は特定業務委託契約を理事長と締結したものをいう。以下同じ。）は、条例第7条第1項に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額及び支払われるべき日その他第69条等で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、当該対象労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。
- (2) 受注者は、台帳の写しを、理事長が指定する期日までに理事長に提出すること。
- (3) 受注者は、次に掲げる事項を特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示すること又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付すること。
 - ア 対象労働者の範囲
 - イ 作業報酬下限額
 - ウ 次条の申出をする場合の申出先
 - エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。
- (4) 受注者は、第70条の申出を受けたときは、誠実に対応すること。
- (5) 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあつては作業報酬下限額に当該作業に従事した時間数として第72条で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。
- (6) 受注者は、対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

- (7) 受注者は、第71条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応ずること。
- (8) 第71条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が前各号に掲げる事項に違反していると理事長が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を理事長が指定する日までに理事長に報告すること。
- (9) 理事長は、受注者が第71条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前号の必要な措置を講じず、又は同号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、特定工事請負契約又は特定業務委託契約の解除をすることができること。
- (10) 財団は、前号の解除によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。―

(台帳の記載事項)

第69条 前条第1号の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象労働者に係る要綱第66条第2項の規定による川崎市の作業報酬下限額
- (2) 対象労働者に係る条例第8条第5号に規定する基準額
- (3) 対象労働者に係る条例第8条第5号の規定により要綱第72条で定める方法により算定する時間数
- (4) その他理事長が定める事項

(対象労働者の申出)

第70条 対象労働者は、作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていないとき、又は支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回るときは、理事長又は受注者にその旨の申出をすることができる。

(立入調査等)

第71条 理事長は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第68条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は財団の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は財団の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。
- 3 第1項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書（立入調

査員証)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(従事した時間数の算定方法)

第72条 第68条第5号の規定で定める方法は、作業報酬の支払の対象となる期間において対象労働者が特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に、次に掲げる時間数を合計した時間数(以下「割増時間数」という。)を加算する方法とする。

- (1) 1日について8時間を超えて特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - (2) 休日において特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に100分の35を乗じて得た時間数
 - (3) 午後10時から午前5時までの間に特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- 2 特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に割増時間数を加算して得た時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(特定工事請負契約等に係る手続の特例)

第73条 理事長は、競争入札又は指名競争により特定工事請負契約又は特定業務委託契約を締結しようとするときは、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 当該競争入札又は指名競争の落札者と締結する契約が特定工事請負契約又は特定業務委託契約であること。
 - (2) 当該競争入札又は指名競争の落札者と締結する契約においては、第68条各号に掲げる事項を定めること。
- 2 理事長は、指名競争により特定工事請負契約又は特定業務委託契約を締結しようとするときは、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を、その指名する者に通知しなければならない。
- (1) 当該指名競争の落札者と締結する契約が特定工事請負契約又は特定業務委託契約であること。
 - (3) 当該指名競争の落札者と締結する契約においては、第68条各号に掲げる事項を定めること。
- 3 特定工事請負契約又は特定業務委託契約を随意契約の方法により締結する場合には、第26条第2項中「第6条第1項」とあるのは、「第6条第1項及び第73条第1項」とする。

(その他)

第 74 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 30 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式目次

様式番号	様式名	関係条文	備考
1	予定価格書	第 13 条第 1 項	
2	単価契約予定価格書	〃	
3	入札(見積)書	第 16 条第 1 項	
4	書留郵便入札用封筒記載例	第 16 条第 2 項	
5	指名通知書	第 23 条第 2 項	
6	工事請負契約書	第 29 条	
7	契約書	〃	物件供給、修理及び製造の請負、委託
8	請書	第 30 条第 2 項	工事その他の請負
9	請書	〃	物品供給、修理及び製造の請負
10	仮契約書	第 31 条	

11	工事完成届	第 39 条第 1 項	
12	／工期延期／設計変更／通知書	第 48 条第 4 項	
13	工事請負変更契約書	第 49 条	
14	工事着手届	第 63 条第 2 項	
15	変更契約書	第 49 条	物件供給、修理及び製造の請負、委託
16	変更請書	〃	
17	工事引渡書		
18	現場代理人・主任技術者等設置(変更)届		

第 1 号様式

	押印欄
--	-----

予定価格書

契約番号

件名 履行場所 入札日時 年 月 日 時 分 執行	
予定価格	
入札書比較価格	
最低制限価格	
最低制限価格の /	
設計(積算)金額	
執行予算額	

第 3 号様式

入札(見積)書										
								年	月	日
(あて先)公益財団法人川崎市産業振興財団理事長										
住所 商号又は名称 代表者名										
印										
次の金額で請負(供給)したいので財団契約要綱を堅く守り入札(見積り)します。										
			十 億			百 万		千		円
(件名)										
(履行場所)										

- (注) 1 本書は、入札(見積り)件名を記載した封筒に封入してください。
- 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。訂正したものは無効とします。

第 6 号様式

収入印
紙欄

工事請負契約書

契約番号

年度

- 1 件名
- 2 履行場所
- 3 契約金額
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)
- 4 工期 着手期限 年 月 日
完成期限 年 月 日
- 5 契約保証金
- 6 解体工事に要する費用等

上記の工事請負について、公益財団法人川崎市産業振興財団を発注者、請負者を受注者として発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、別紙公益財団法人川崎市産業振興財団工事請負契約約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 川崎市幸区堀川町 6 6 番地 2 0
公益財団法人川崎市産業振興財団
理事長 印

受注者 請負者
住所
商号又は名称
代表者名 印

公益財団法人川崎市産業振興財団工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める勧告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 10 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、別添の共同企業体協定書に従い共同連帯してこの契約を履行しなければならない。
 - 13 受注者が共同企業体である場合は、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第3条 受注者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成して発注者に提出するものとする。ただし、工程表は、工期30日以内のもので発注者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

2 発注者は、工程表を7日以内に審査し、不相当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)保証

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号、第3号又は第6号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するものとし、又は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第5条 前条の規定にかかわらず、受注者は発注者が求めたときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り、)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負金額の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 請負金額の変更があった場合は、保証金額が変更後の請負金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求するものとし、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第4項の規定による内払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金(中間前払金(公益財団法人川崎市産業振興財団工事の前払金に関する要領(以下「前払金に関する要領」という。))第2条第2項に定める中間前払金をいう。以下同じ。))を含む。)の使用、内払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める勧告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 11 条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。ただし、請負金額が 1,000,000 円以下のものについては、その通知を省略することができる。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(監理技術者)

(3) 専門技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、工事現場への常駐について、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 現場代理人は、請負金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 13 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第 12 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 13 条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第16条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。
(工事用地等の確保等)

第 17 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第 18 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるとき

は工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書又は現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(設計図書の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(工事中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

- 4 受注者は、第1項及び第2項の規定による工事の一時中止期間中工事現場の保安管理を図るとともに損害防止のための適切な措置を採らなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第 25 条 請負金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額(請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同

- じ。)との差額のうち変動前残工事金額の1000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とする。
 - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。
 - 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。
 - 7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第 28 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 58 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 58 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 58 条第 1 項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 39 条第 4 項の規定による検査、立会いその他受注者

の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 32 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができ、また、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに補修して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して翌月末日までに、代金を支払うものとする。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとなす。

(部分使用)

第 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金の請求及び支払の時期)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の4以内で発注者が定める額の前払金(中間前払金を除く。)の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による前払金の請求をして、当該前払金の支払を受けた後、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の2以内で発注者が定める額の間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 3 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、保証契約を締結する前に、この工事が前払金に関する規則第2条第2項各号に掲げる要件の全てに該当することに認定を受けなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金(中間前払金を含む。以下同じ。)を支払わなければならない。

(前払金の追加又は返還)

第36条 発注者は、前払金の支払をした後において、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負金額が当初の請負金額の10分の2以上増減したときは、その増減した額に既に支払った前払金の当初の請負金額に対する率を乗じて得た額を追加払いし、又は返還させることができる。

- 2 前項の場合において、変更後の請負金額が1,000,000円に満たないものとなったときは、発注者は、既に支払った前払金のうちから当初の請負金額と変更後の請負金額との差額に、支払った前払金の率を乗じて得た額を受注者に返還させるものとし、その残額については、前払したものとみなす。
- 3 発注者は、前2項により請負金額を減額した場合において、その超過した前払金を受注者に返還させるときは、前払金に関する規則第7条に定める請求書を受注者に交付しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況等からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定めるものとする。ただし、請負金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

4 受注者は、発注者が指定した期限後に前払金を返還するときは、指定期限の翌日から返還までの日数に応じ契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算して得た額の損害金を併せて納付しなければならない。

5 第 1 項の規定による請負金額が増額した場合において、受注者は前払金の追加を受けようとするときは、前条を準用する。
（保証契約の変更）

第 37 条 受注者は、前条第 1 項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
（前払金の使用等）

第 38 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
（内払）

第 39 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 14 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で内払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより内払を請求することができる。

2 第 35 条の規定により、前払金の支払を受けている場合の内払金の額については、次の式により算定する。

内払金の額 \leq {既済部分額 \times (9/10)} - {前払金 \times (9/10) \times (既済部分額 / 請負金額)}

3 受注者は、内払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認があったときは、内払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に内払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により内払金の支払があった後、再度内払の請求をする場合は、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に内払の対象となった請負代金相当額を控除した額」として前各項の規定を適用する。

(内払の回数)

第40条 受注者が前条に規定する内払を請求できる回数は、請負金額10,000,000円未満の工事については1回とし、請負金額10,000,000円以上の工事については、その金額に20,000,000円を加えるまでごとに1回を増すことができる。

- 2 第35条の規定により前金払をした工事は、前項の規定にかかわらず、請負金額30,000,000円以上50,000,000円未満の工事については2回とし、請負金額50,000,000円以上の工事については、その金額に20,000,000円を加えるまでごとに1回を増すことができる。
- 3 工期が2月未満の工事又は中間前払金が支払われた工事については、前2項の規定にかかわらず、受注者は、当該工事の内払（別に定めるものを除く。）の請求をすることができない。

(部分引渡し)

第41条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、第32条第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第2項及び第4項中「工事の」とあるのは「指定部分に係る工事の」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同項並びに第33条第1項及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される同条第1項

の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

= 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負金額)

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(前条において準用する場合を含む。)又は第39条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第35条、第36条、第39条又は第41条において準用する第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、第32条第4項(第41条において準用する場合を含む。)の規定により工事目的物の引渡しを受けた場合において、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないとき、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の勧告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれか

に該当する場合は、勧告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号にに掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による勧告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条及び第49条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (発注者の勧告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の勧告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。
- (7) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (8) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の勧告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

- (2) 第 6 条第 4 項の規定に違反して請負代金債権の譲渡により得た資金を該当工事の施工以に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の責務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の責務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその責務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその責務を履行せず、発注者が前項の勧告をしても契約した目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第 51 条又は第 52 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のうちいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 川崎市暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
- ウ この契約に関して、受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 48 条 第 46 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(不正行為に対する発注者の解除権)

第 49 条 受注者が、契約の当事者となる目的でなした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は受注者がその訴えを取り下げたとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 第 55 条第 2 項及び第 6 項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第 50 条 第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 46 条各号又は第 47 条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、内払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第 29 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、第 6 条の規定に

かかわらず、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の勧告によらない解除権)

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 発注者は、契約が工事完成前に解除された場合において、受注者の立会いの上、出来形部分の検査を行い、当該検査に合格した部分及び内払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができ、また、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条第1項の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条第1項の規定による内払をしているときは、その内払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条第1項、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

(注) 1 複数の会計年度に渡り締結する契約においては、「第35条第1項」の次に「(第68条第1項において準用する場合を含む。)」及び「第39条第1項」の次に「及び第69条第1項」を加える。

2 特定工事請負契約においては、「又は次条第3項」を「、次条第3項又は第77条第1項」に改める。ただし、複数の会計年度に渡り締結しない特定工事請負契約においては、「又は次条第3項」を「、次条第3項又は第74条」に改める。

4 受注者は、契約が工事完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくははき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、契約が工事完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又ははき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、契約が工事完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の

処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条第1項、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(注) 特定工事請負契約においては、「又は次条第3項」を「、次条第3項又は第77条第1項」に改める。ただし、複数の会計年度に渡り締結しない特定工事請負契約においては、「又は次条第3項」を「、次条第3項又は第74条」に改める。

- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合において、受注者は、損害金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(注) 特定工事請負契約においては、「又は第47条」を「、第47条又は第77条第1項」に改める。ただし、複数の会計年度に渡り締結しない特定工事請負契約においては、「又は第47条」を「、第47条又は第74条」に改める。

- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平

- 成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合において、同項の損害金の額は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第47条第9号及び第11号並びに第49条第1項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。(受注者の損害賠償請求等)

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第41条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第41条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の

下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から起算して10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が支給材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
(不正行為に対する賠償金)

第59条 受注者は、第49条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権の行使の有無にかかわらず、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第48条第1項第1号に規定する排除措置命令又は当該排除措置命令に係る審決のうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、原処分又は審決のうち、その対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

(3) 受注者について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第96条の6の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。

2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が請負金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

4 第1項及び前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を発注者に支払わなければならない。

5 発注者は、第3項の規定により超過額を認定する場合は、期間を定めて受注者(受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、その代表者であった者及び構成員であった者)の意見を聴いて定めるものとする。

(注) 発注者が特に必要と認める契約の場合は、第1項の不正行為に対する賠償金の額は、請負金額の10分の2を超え10分の3を超えない範囲内で定めることができる。この場合において、第3項中「10分の2」とある部分は、当該定めた割合を記載するものとする。

(損害金等の遅延利息)

第60条 受注者は、第55条第1項第1号の規定による損害金、同条第2項第1号(第49条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違約金、第54条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定によ

る賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないとき又は第54条第8項の規定により発注者が定める期限内に受注者が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の受注者が採るべき措置が、第54条第4項の規定による支給材料の返還等又は同条第5項の規定による貸与品の返還等である場合においては、遅延利息の算定基礎となる支給材料又は貸与品の価額は、発注者の帳簿価額とする。

(相殺)

第61条 発注者は、第55条第1項第1号の規定による損害金、同条第2項第1号(第49条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違約金、第54条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は第59条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金と請負金額、保証金その他受注者に支払うべき債務とを相殺することができる。

- 2 受注者は、前項の場合において、相殺してなお不足のあるときは、発注者の指定する期間内にその不足額を支払わなければならない。

(あっせん及び調停)

第62条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合で、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第63条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 64 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている勧告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(発注者への報告等)

第 65 条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 9 条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

(その他の事項)

第 66 条 この約款に定めるもののほか必要な事項については、公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(注) 複数の会計年度に渡り契約を締結する場合は、次の条項を付け加える。

(複数の会計年度に渡り締結する契約の特則)

第 67 条 複数の会計年度に渡り締結する契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(複数の会計年度に渡り締結する契約の前金払の特則)

第 68 条 複数の会計年度に渡り締結する契約の前金払については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条から第 37 条までの規定中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第 39 条第 1 項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定

を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、第39条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長する。この場合において、第37条第3項の規定を準用する。

(複数の会計年度に渡り締結する契約の内払の特則)

第69条 複数の会計年度に渡り締結する契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について内払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の内払金の額については、第39条第2項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

内払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の内払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} \times 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、内払を請求できる回数は、第40条中「請負金額」とあるのは「支払限度額」と読み替えて、この規定を準用する。

(注) 特定工事請負契約を締結する場合は、次の条項を付け加える。ただし、複数の会計年度に渡り契約を締結しない場合は、第70条を第67条とし、第71条を第68条とし、第72条を第69条とし、第73条を第70条とし、第74条を第71条とし、第75条を第72条とし、第76条を第73条とし、第77条を第74条として付け加える。

(特定工事請負契約における台帳)

第70条 受注者は、財団契約要綱(以下「要綱」という。)第68条第1号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を同条同号に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。

2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(特定工事請負契約に係る事項の周知)

第71条 受注者は、次に掲げる事項を、契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 要綱第66条第2項の規定により川崎市が告示する作業報酬下限額

(3) 要綱第70条の申出をする場合の申出先

(4) 対象労働者が要綱第70条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(特定工事請負契約における対象労働者からの申出への対応)

第72条 受注者は、要綱第70条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(特定工事請負契約における作業報酬の支払)

第73条 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬額が支払われていない場合にあっては要綱第66条第2項により川崎市が規定する基準額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(特定工事請負契約における不利益取扱いの禁止)

第74条 受注者は、対象労働者が要綱第70条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(特定工事請負契約における立入調査等)

第75条 受注者は、要綱第71条第1項の規定による発注者からの報告もしくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(特定工事請負契約における是正措置)

第76条 要綱第71条第1項又は第2項の報告もしくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第70条から前条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を発注者が指定する日までに発注者に報告しなければならない。

(注) 複数の会計年度に渡り契約を締結しない場合は「第70条」を「第67条」に改める。

(特定工事請負契約における解除の特則)

第77条 発注者は、受注者が要綱第71条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。

第7号様式



契 約 書

契約番号

年度

1 件 名

2 納 入 又 は 履 行 場 所

3 契 約 金 額

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)

4 期 間 着手期限 年 月 日

履行期限 年 月 日

5 契約保証金

上記の について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 川崎市幸区堀川町 66 番地 20
公益財団法人川崎市産業振興財団
理事長

印

受注者 (受託者)

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第3条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第5条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第

9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第5条の2 受注者は、業務を行う上で川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)に規定する個人情報(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

3 履行期限内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により物価等に著しい変動を生じ契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議して契約金額を変更するものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第7条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第8条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第9条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第10条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届（または納品書）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届（または納品書）を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

5 発注者は、前項の規定により業務が完了したときは、契約保証金（契約保証金の納付に代え提供されている担保を含む。以下「保証金等」という。）を受注者に返還しなければならない。

(代金の支払)

第12条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して翌月末日までに、代金を支払うものとする。

(部分使用)

第13条 発注者は、第11条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、第11条第4号の規定による目的物の引渡しの日から相当の期間内に目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が認められたときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の

減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第15条 発注者は、引き渡された目的物に関し、第11条第4号の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 民法第566条本文及び第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 7 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 8 引き渡された目的物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第16条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支

払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。

- 3 損害金は、代金、保証金等その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第12条の規定による代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(受注者の催告による契約解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない契約解除権)

第18条 受注者は、第6条の規定による契約内容の変更のため、契約金額が3分の2以上減じたとき、又は履行の中止日数が契約期間の2分の1を超えたときは、直ちに契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の催告による解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がない時はこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。
- (7) その他契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する

ことができないとき。

- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期をけいかしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第17条又は第18条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第23条 第17条、第18条、第20条及び第21条の規定により契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、第17条、第18条、第20条及び第21条の規定により契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 4 第2項の既済部分の代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第20条及び第21条の規定により契約を解除したときは、保証金等は発注者に帰属する。この場合において受注者は、担保を提供しているときは、当該担保と現金の引換えを請求することができる。
- 6 第17条及び第18条の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第23条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第20条、第21条及び第26条第6項の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

3 第1項の損害賠償金は、代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、受注者が11条第4項の規定により目的物の引渡しを終了するまでの間は、第20条及び第21条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第25条 受注者は、第17条、第18条、第20条、第21条及び第24条の規定により契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、第17条、第18条、第20条、第21条及び第24条の規定により契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第20条及び第21条によるときは受注者が負担し、第17条及び第18条によるときは発注者が負担する。
- (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の

出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

- 5 第1項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第20条及び第21条によるときは発注者が定め、第17条及び第18条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第26条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金等その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第27条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第27条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(疑義の決定)

第28条 設計図書に疑義が生じたときは、発注者の解釈に従うものとする。

(その他)

第29条 この約款に定めのない条項については、公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱によるほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議が調わないときは発注者の裁定によるものとする。

(契約関係内訳用紙)

	品名又は件名	数量	単価	金額
	規格・形状寸法	単位		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
		計		
		うち消費税額及び地方 消費税額		

第9号様式
(1枚目)

請書

契約番号

年度

1 品名又は件名

(内訳 別紙のとおり)

2 納入又は履行場所

3 納入又は履行期限

年 月 日

4 契約金額

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)

5 契約保証金

6 不適合責任

公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱に定める条項を守り承諾の上、
上記の契約金額及び受注条件をもってお請けします。

年 月 日

(あて先) 公益財団法人川崎市産業振興財団理事長

住所

商号又は名称

代表者名

印

仮契約書

契約番号

年度

- 1 件名
- 2 履行場所
- 3 契約金額
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 特約条項

本契約を締結するまでの間に、落札者に著しく信義に反する行為があったことが明らかになったときは、財団はこの仮契約を解除することができる。

なお、この条項により仮契約を解除した場合には、財団は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

上記の請負契約については、理事会の議決がなされたときに本契約を締結することができるものであり、公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱第 31 条の規定により本書を交付するものとする。

年 月 日

様

公益財団法人川崎市産業振興財団理事長

印

第 11 号様式

	押印欄
<p>工事完成届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)公益財団法人川崎市産業振興財団理事長 請負者 住所 商号又は名称 代表者名 印</p> <p>次の工事が完成しましたのでお届けします。</p>	
契約番号	第 号
工事名	
工事場所	川崎市
請負金額	¥
完成期限	年 月 日
完成年月日	年 月 日
備考	
<p>工事完成報告書</p> <p>上記工事の完成を確認しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">監督員 職 氏名 印</p>	

第 12 号様式

工期延期 設計変更	通知書
--------------	-----

財産振 第 号
年 月 日

様

公益財団法人川崎市産業振興財団理事長 印

次のとおり通知します。

部 課

契約番号		第 号											
工事名													
請負金額				十億			百万			千			円
変更による請負金額				十億			百万			千			円
差引増減額	<input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減			十億			百万			千			円
完成期限		年 月 日											
変更による完成期限		年 月 日											

収入印
紙欄

工事請負変更契約書

契約番号

年度

- 1 件名
- 2 履行場所
- 3 変更内容

契約金額

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税)

契約保証金

完成期限 年 月 日

仕様変更

解体工事に要する費用等

支払限度額

出来高予定額

- 4 その他の事項 原契約の条項による。

年 月 日に締結した工事請負契約について、上記のとおり
契約の一部を変更する契約を締結する。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自
1 通を保有する。

年 月 日

発注者 川崎市幸区堀川町 6 6 番地 2 0

公益財団法人川崎市産業振興財団

理事長

印

受注者 請負者

住所

商号又は名称

代表者名

印

第 14 号様式

押印欄

工事着手届

年 月 日

(あて先)公益財団法人川崎市産業振興財団理事長

請負者

住所

商号又は名称

代表者名

印

次の工事に着手したのでお届けします。

契約番号	第 号
工事名	
工事場所	川崎市
請負金額	¥
着手期限	年 月 日
着手年月日	年 月 日

上記工事の着手を確認しました。

年 月 日

監督員

職氏名

印

収入印
紙欄

変更契約書

契約番号

年度

- 1 品名又は件名
- 2 納入又は履行場所
- 3 変更内容

契約金額

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税)

契約保証金

納入又は履行期限 年 月 日

仕様変更

支払限度額

出来高予定額

- 4 その他の事項 原契約の条項による。

年 月 日に締結した 契約について、上記のとおり
契約の一部を変更する契約を締結する。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自
1 通を保有する。

年 月 日

発注者 川崎市幸区堀川町 6 6 番地 2 0
公益財団法人川崎市産業振興財団
理事長 印

受注者

住所

商号又は名称

代表者名 印

変更請書

契約番号

年度

1 品名又は件名

2 納入又は履行場所

3 変更内容

契約金額

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)

契約保証金

納入又は履行期限 年 月 日

仕様変更

4 その他の事項 原契約の条項による。

上記のとおり契約の一部を変更の上、お請けします。

年 月 日

(あて先)公益財団法人川崎市産業振興財団理事長

住所

商号又は名称

代表者名

印

第 17 号様式

工事引渡書

年 月 日

(あて先)公益財団法人川崎市産業振興財団理事長

請負者

住所

商号又は
名称

代表者名

印

次の工事は 年 月 日完成検査に合格しましたので貴財団に引渡しをします。

契 約 番 号	第 号								
工 事 名									
工 事 場 所	川崎市								
契 約 金 額			百 万			千			円
引 渡	年 月 日								
不 適 合 責 任 期 限	年 月 日								

第 18 号様式

現場代理人・主任技術者等設置(変更)届		
		年 月 日
(あて先) 公益財団法人川崎市産業振興財団理事長		
請負者		
住所 _____		
商号又は名称 _____		
代表者職氏名 _____ 印		
電話番号 _____		
次のとおり設置(変更)したので、必要書類を添えてお届けします。		
工事名		
契約番号		
履行場所		
は請負金額		
現場代理人	住所	
	氏名	
	連絡先	
	※兼任している工事がある場合は、次の欄に必要事項を記載すること。	
	兼任工事名	
	契約番号	
	請負金額	
主任技術者等	住所	
	氏名	
	連絡先	
	技術者の種類	主任技術者 ・ 監理技術者
	専任・非専任の別	専任 ・ 非専任
	主任技術者	
	資格要件	建設業法第7条第2号 イ・ロ・ハ
	監理技術者	
	交付番号	第 _____ 号
	交付年月日	_____ 年 月 日
講習修了証番号	講習修了証番号	第 _____ 号
	講習修了年月日	_____ 年 月 日

- 注 1 入札参加申込時に提出した配置予定技術者届の写しを添付すること。
 2 共同企業体代表者以外の構成員の技術者を通知する場合は、この様式を複写して使用すること。

(表)

立 入 調 査 員 証	
写 真	第 号
	所 属
	氏 名
	生年月日 年 月 日
上記の者は、公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱第 7 1 条第 1 項又は第 2 項の 規定により、立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
公益財団法人川崎市産業振興財団 理事長 印	

縦 6.5 c m × 横 9 c m

(裏)

公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱 (抜粋)
(立入調査等)
第71条 理事長は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第68条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は財団の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
2 理事長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は財団の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。
3 第 1 項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書（立入調査員証）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。